

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県立学校における対応について

県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増している中、本日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、今後の県立学校の教育活動について、主に部活動にかかる県の対処方針を、下記のとおり一部修正（下線部）することが決定しました。

については、感染拡大のリスクが非常に高まっていることを十分に認識し、引き続き感染防止対策を徹底しながら、県立学校の教育活動を以下のとおりとしますので、対応願います。

記

1 教育活動

- (1) 県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していること、学校内での感染拡大の恐れが高くなっていることを念頭に、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う
- (2) 県外で活動する場合（修学旅行を含む）においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する
- (3) 特に、感染拡大を予防するため、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定する

2 部活動【4月19日(月)～5月5日(水)までの取扱い】

- (1) 県外での活動は、近隣府県をはじめ、全国的にまん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域が増加していることを踏まえ、実施しない（下記※を除く）
- (2) 県内で活動する場合は、県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していること、学校内での感染拡大の恐れが高くなっていることを念頭に、教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、活動する
 - ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない
 - ・活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする
 - ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる
 - ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する
 - ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける

※高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

3 感染防止対策【4月16日(金)～5月5日(水)までの取扱い】

感染状況のステージを判断する指標が全てステージ4となっていることを踏まえ、緊急事態宣言時(令和3年1月13日付けの通知)と同様に次のとおりとする。

- ・児童生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底するとともに、児童生徒はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている場合は登校しないことを徹底する

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)

また、同様の理由で欠席したいとの相談があった場合は、出席停止となる旨伝えること

なお、出席停止期間中については、ICTの活用も含め学習支援に十分配慮すること

- ・教職員も、健康管理を徹底し、自身に発熱等の風邪症状がある場合はもちろんのこと、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も出勤を見合わせる(特別休暇)

別添「家庭における新型コロナウイルス感染防止対策について」を参照(下線部分)

<p>【本件問い合わせ先】兵庫県教育委員会事務局 体育保健課 保健安全・食育班(担当:森鼻) TEL 078-362-3789(直通) FAX 078-362-3959</p>
--